

米川地域づくり拠点施設整備基本計画
(案)



令和6年1月

下松市

目次

はじめに	1
1. 基本計画の策定にあたって	2
1. 1 米川地域について	2
1. 2 米川地域の現状と課題	3
1. 2. 1 地形・環境	3
1. 2. 2 人口動向	4
1. 2. 3 地域振興・観光交流	5
1. 2. 4 交通・買い物・医療等	6
1. 2. 5 公共施設	7
1. 3 米川公民館の方針	11
1. 4 上位計画及び関連計画	13
1. 5 住民意向・要望について	15
2. 整備方針	17
2. 1 基本コンセプト	17
2. 2 施設整備の基本方針	18
3. 拠点施設の整備位置について	20
3. 1 整備候補地の選定	20
3. 2 整備候補地の比較検討	21
3. 3 整備予定地	24
4. 建築計画	25
4. 1 施設の整備内容及び規模	25
4. 1. 1 整備予定地の概要	25
4. 1. 2 整備予定地の利用計画	26
4. 1. 3 施設の必要諸室及び規模（平面計画）	27
4. 1. 4 施設の必要諸室及び規模（立面計画）	29
4. 2 施設の必要性能・設備	30
5. 事業計画	34
5. 1 概算事業費・維持管理費	34
5. 2 事業スケジュール	35
5. 3 事業手法の検討	36
6. その他	37
6. 1 今後の課題について	37
7. 基本レイアウト図	39

はじめに

現在の米川地域は、米川公民館を中心として、様々な地域の活動、イベントなどを行っています。また、米川公民館は、防災拠点として避難所にも指定されています。

しかし、米川公民館は建築からまもなく 70 年を迎え、耐震性の不足や、老朽化による施設の維持管理が困難になるなどの物理的・経済的機能に加え、バリアフリーに対応していない等の社会的機能の不足が問題となっています。

これらの問題から、現状のままでは、地域住民の方々の満足度や利便性の向上、持続的な地域活動の実施、防災拠点としての存続は難しく、新たな施設を整備していくことが求められています。

そのため、新たな施設を整備するための方針をまとめた「米川地域づくり拠点施設整備基本計画」(以下「整備基本計画」という。)を策定し、施設整備を計画的に進める必要があります。

平成 28 年 10 月から、米川地域の方々と米川公民館の建替えに関する協議を行っていますが、米川公民館の物理的・経済的・社会的機能の不足は、それ以前よりも問題となりました。

この整備基本計画では、長年抱えてきた米川公民館の問題や、米川公民館の建替協議の中でいただいた貴重なご意見、要望、課題を整理、解決し、これまで根付いてきた米川の地域づくりをより発展でき、地域づくりの拠点となるように指針を策定していきます。

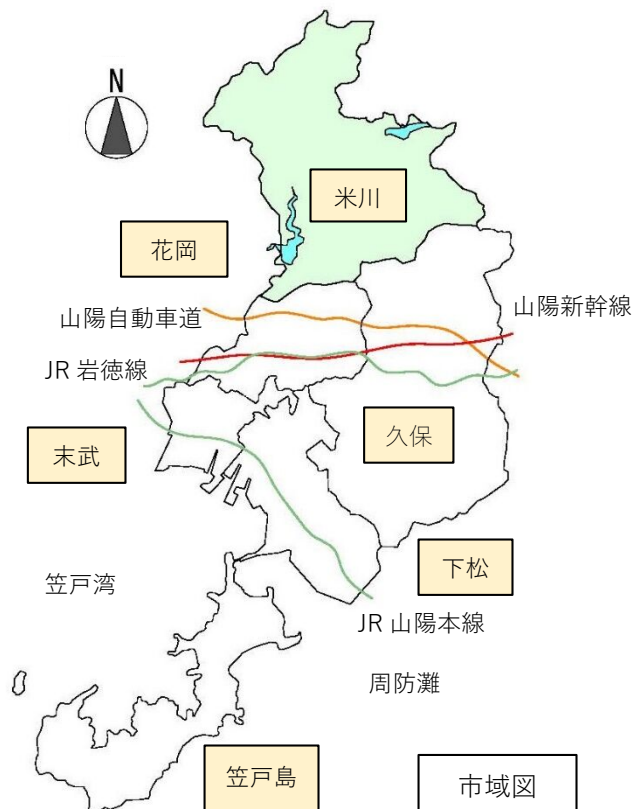
1. 基本計画の策定にあたって

1. 1 米川地域について

米川地域は、下松市の北部に位置し、面積は 25.5 km²あり、下松市の面積の約 28% を占めています。古くは、大藤谷・温見・瀬戸・下谷の 4 つの村があり、明治 22 年に合併して米川村に、昭和 29 年 11 月に、下松市発足 15 周年に併せて米川村と下松市が合併し、現在の形となりました。

平成 4 年には上水道用水、工業用水、洪水調節などを目的とした末武川ダム(米泉湖)が完成し、周辺に公園や緑地が整備されました。市街地から車で約 15 分という立地に山々や湖があり、下松市の中でも自然に恵まれた地域として、多くの方に親しまれています。

平成 21 年には「日本の里 100 選」(公益財団法人森林文化協会)にも選定されています。



- ① 米川出張所・米川公民館
米川児童館
- ② 米川小学校
- ③ 米川老人集会所
- ④ 米川北老人集会所
- ⑤ 滝ノ口河川公園
- ⑥ 大藤谷老人集会所
- ⑦ 米川郵便局
- ⑧ 下松警察署米川駐在所



1. 基本計画の策定にあたって
 1. 2 米川地域の現状と課題
 1. 2. 1 地形・環境

現 状

米川地域の地形は、地域内の大半が山林で、一部に田畑や宅地があります。また、地域の中心部に末武川が流れ、山林と河川が織り成す渓谷で自然豊かな地域となっており、「山口県中山間地域振興条例」及び「山口県中山間地域づくりビジョン」において、「中山間地域」として指定されています。

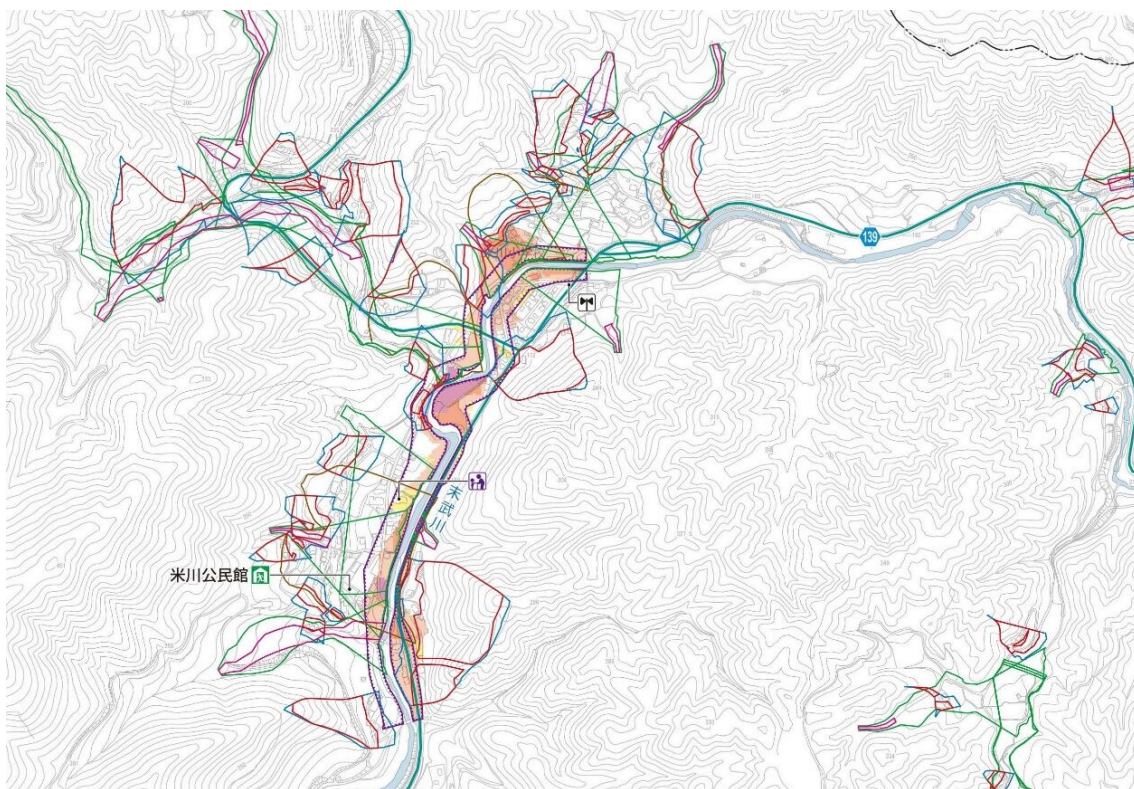
都市計画法では、地域の大部分が「都市計画区域外」であり、比較的平坦な場所にある農地部分の多くが、農業振興地域の整備に関する法律による、農業振興地域に指定されています。

米川公民館は、地域の中心的な位置に設置されており、地域住民のコミュニティ活動の拠点として運営しています。

課 題

米川地域の山林、河川の周辺は、各種の災害ハザードマップにより、土砂災害や河川の氾濫等による土地・家屋への浸水の危険性が指摘されています。

地域は都市計画区域外となるため、今後も都市的な基盤整備が進む可能性が低く、また、一部の農地部分は農業振興地域の農用地区域に指定されていることから、開発行為等による都市的な開発が進む可能性は低いと考えられます。



下松市洪水・土砂災害ハザードマップ(米川南)

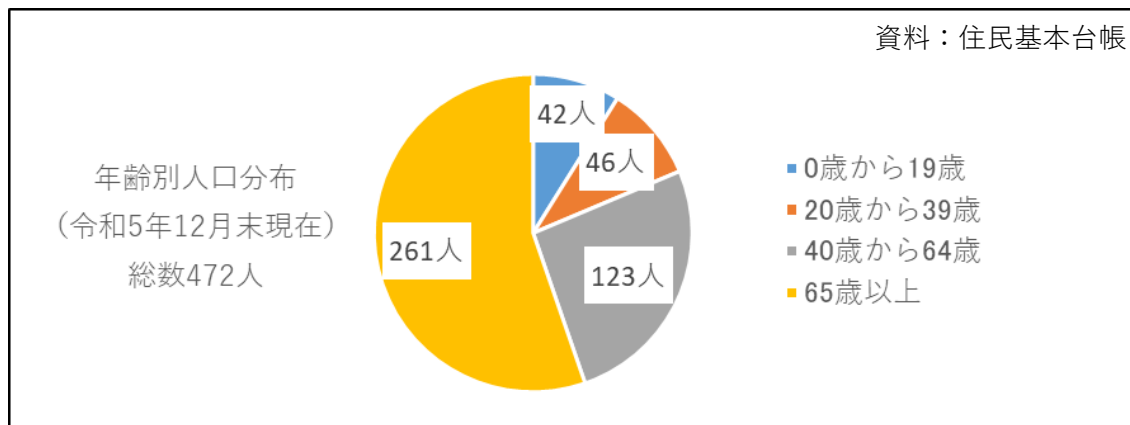
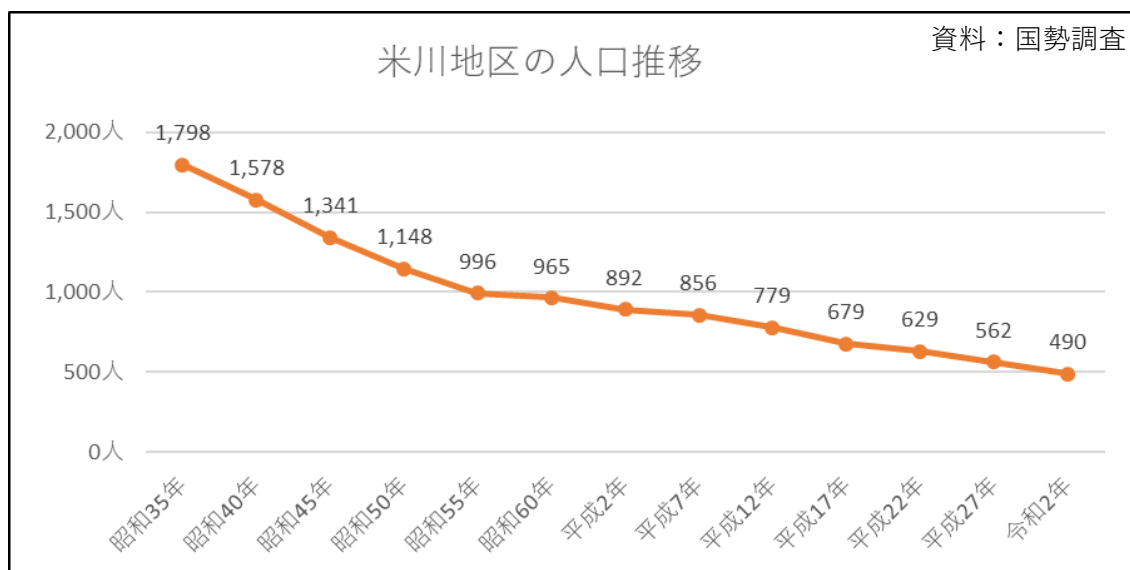
1. 基本計画の策定にあたって
 1. 2 米川地域の現状と課題
 1. 2. 2 人口動向

現 状

米川地域の人口は令和5年12月末時点で472人となっており、30年前の平成5年12月末時点の人口916人と比較しても48%程度減少しています。また、65歳以上の人口比率は令和5年12月末時点で55.3%と高齢化が進行しています。

こうした人口減少や高齢化の傾向は、都市的な活動の展開が進まず、新規の人口流入は少ないことによるものと考えます。

人口減少や高齢化の進行による、地域コミュニティ活動の衰退が懸念されます。



課 題

人口減少や高齢化が進行していくなかで、将来の動向を見据えつつ「米川地域づくり拠点施設」を中心とした地域コミュニティ活動の推進・維持を検討していく必要があります。

合わせて、地域外人材の取り込みを計画し、地域活動への参画も求められます。

(コミュニティ：地域社会・共同社会。共通の目的、地域などで結びついた人々の集まりを指します。)

1. 基本計画の策定にあたって
 1. 2 米川地域の現状と課題
 1. 2. 3 地域振興・観光交流

現 状

米川地域では、休耕農地を活用したゆず栽培が行われており、ゆず果汁として販売しています。また、栽培、収穫を周南公立大学地域ゼミと共同で行うなど、地域外人材との交流を深めています。あわせてアマゴの養殖、米川米の特産品化なども行われており、地域産品の拡充が行われています。

米泉湖周辺や大將軍山などでは、ハイキングコースがあり、大將軍山の山頂からは、下松市街や笠戸湾が一望でき、海と山と市街地を一度に感じられる素晴らしい景観となっています。米泉湖公園や滝ノ口河川公園では、春の桜、夏の川遊びやホタル観賞、秋の紅葉狩りなど一年を通じて四季を感じられ、家族連れで楽しめる下松市民の憩いの地域となっています。

末武川ダムでは「ダムカード」が作成されており、米川公民館で配布を行っています。このダムカードを求めて全国各地から末武川ダム、米川公民館を訪れる方が増えています。

一方、地域を訪れる人も年々増加し、下松市観光協会によるそば打ち体験や、きのこと栽培工場見学・収穫体験などが行われています。また、米川公民館では、卓球やソフトバレー、編み物教室などが開催されるほか、公民館祭りや敬老会など地域のコミュニティ活動が積極的に実施されています。

また、米川地区社会福祉協議会や地区民協を中心に、独居老人の方々に対する、配食サービス(月/1回)や見守り活動等が行われており、地域による支え合いの体制が確立されています。



米川ゆず園場



末武川ダム(米泉湖)

課 題

米川地域には多くの観光資源があり、様々な地域振興活動の場が多く設けられています。

こうした活動を今後も支持していくためにも、「米川地域づくり拠点施設」を機能的に充実させていく必要があります。

活動の場の確保・提供、情報発信、立ち寄り場所としての充実や施設としての利便性の向上(バリアフリー化、利用しやすいトイレ整備他)など、必要な機能を十分に兼ね備えた施設整備が求められます。

1. 基本計画の策定にあたって
 1. 2 米川地域の現状と課題
 1. 2. 4 交通・買い物・医療等

現 状

米川地域は、生活用品や食料品等を揃えるための店舗がほとんどありません。そのため、調達するためには、自家用車か、公共交通機関である路線バスを使用して、市街地へ出かける必要がありますが、地域内の路線バスは令和元年の9月に廃止されたため、地域住民の移動手段として、同年10月からコミュニティバス「米泉号」の運行が始まりました。

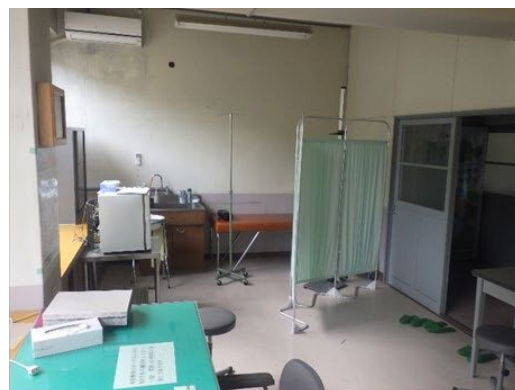
平成24年2月からは、市から事業委託を受けた下松市社会福祉協議会の地域づくり団体のボランティアにより、65歳以上で自家用車を持たない住民を対象とした「米川あったか便」のサービス運行を開始し、高齢者を商業施設等へ送迎する取り組みも行われています。

また、市内店舗の移動販売車が、米川公民館、米川老人集会所、米川東中原で週1回地域を訪れています。

また、米川地域は移動図書館「あおぞら号」が月2回訪問し、図書館サービスを行っています。地域医療体制としては、昭和63年3月に米川公民館内に米川診療所を設置し、月2回、出張診療を行っています。



コミュニティバス米泉号



米川診療所

課 題

一定の交通手段を確保している状況ではありますが、生活用品や食料品等の店舗が無い米川地域では、交通手段を確保することが必需であり、日常的に満足できる状況ではなく、これからは、買い物や医療支援の体制を身近なものにしていくためにも、新たな「米川地域づくり拠点施設」を活用した取組を検討していく必要があります。

移動販売車の販売スペースの確保や、地場産品販売スペースの確保などの買い物支援、診療体制の更なる充実などに加え、コミュニティバスや移動図書館の停留スペースの確保を計画し、継続した運営ができるようにする必要があります。

1. 基本計画の策定にあたって

1. 2 米川地域の現状と課題

1. 2. 5 公共施設

現 状

米川地域には、米川出張所・米川公民館、米川小学校、老人集会所等の公共施設がありますが、いずれも建築年数が経過し、施設の老朽化が進行しています。なかでも米川公民館はまもなく築 70 年を迎えるため、施設の安全面でも配慮が必要な建築物となっています。また、バリアフリー化にも対応していないため、利便性を損ねており、安全性と利便性に配慮した施設整備を検討する必要があります。

米川出張所・米川公民館

- ・所在地 下松市大字下谷 167 番地 1
- ・建築年 昭和 30 年(1955 年)
- ・築年数 築 68 年
- ・延床面積 767.8 m²
- ・構造 鉄筋コンクリート造 2 階建て
(地下 1 階)
- ・耐震化の状況 旧耐震(耐震診断済：耐震性無)
- ・ハザードマップ 土砂災害警戒区域(土石流)
地すべり警戒区域
家屋倒壊等氾濫想定区域
(駐車場)
- ・主な諸室 講堂・和室・調理室・事務室
診療所・出張所
- ・備考 本整備計画の対象



下谷消防機庫(米川公民館倉庫)

- ・所在地 下松市大字下谷 167 番地 1
- ・建築年 昭和 46 年(1971 年)
- ・築年数 築 52 年
- ・延床面積 47.7 m²
- ・構造 木造平屋建て
- ・耐震化の状況 旧耐震
- ・ハザードマップ 土砂災害警戒区域(土石流)
地すべり警戒区域
家屋倒壊等氾濫想定区域
(駐車場)
- ・主な諸室 消防機庫・倉庫
- ・備考 本整備計画の対象



1. 基本計画の策定にあたって
 1. 2 米川地域の現状と課題
 1. 2. 5 公共施設

現 状

米川児童館

- ・所在地 下松市大字下谷 163 番地 2
- ・建築年 昭和 55 年(1980 年)3 月
- ・築年数 築 43 年
- ・延床面積 198.7 m²
- ・構造 木造平屋建て
- ・耐震化の状況 旧耐震
- ・ハザードマップ 地すべり警戒区域
土砂災害警戒区域(土石流)
- ・主な諸室 遊戯室・保育室・図書室等
- ・備考 今後の利用方針の検討が必要



米川小学校校舎

- ・所在地 下松市大字下谷 441 番地 2
- ・建築年 昭和 45 年(1970 年)2 月
- ・築年数 築 53 年
- ・延床面積 1,099.0 m²
- ・構造 鉄筋コンクリート造 2 階建て
- ・耐震化の状況 旧耐震(耐震診断済：耐震性有)
- ・ハザードマップ 土砂災害特別警戒区域
(急傾斜地・土石流)
地すべり警戒区域
家屋倒壊等氾濫想定区域
(グラウンド)
- ・主な諸室 普通教室・事務室・校長室
保健室・図書室・理科室他
- ・備考 米川地域づくり拠点施設との
連携利用を計画
※校舎の一部が土砂災害特別
警戒区域に指定されているた
め利用には制約あり



1. 基本計画の策定にあたって
 1. 2 米川地域の現状と課題
 1. 2. 5 公共施設

現 状

米川小学校屋内運動場

- ・所在地 下松市大字下谷 441 番地 2
- ・建築年 昭和 60 年(1985 年)2 月
- ・築年数 築 38 年
- ・延床面積 759.0 m²
- ・構造 鉄筋コンクリート造 2 階建て
(一部鉄骨)
- ・耐震化の状況 新耐震
- ・ハザードマップ 地すべり警戒区域
家屋倒壊等氾濫想定区域
- ・主な諸室 屋内運動場・音楽室・倉庫
- ・備考 米川地域づくり拠点施設との
連携利用を計画



米川小学校給食室

- ・所在地 下松市大字下谷 441 番地 2
- ・建築年 昭和 29 年(1954 年)3 月
- ・築年数 築 69 年
- ・延床面積 78.0 m²
- ・構造 木造平屋建て
- ・耐震化の状況 旧耐震
- ・ハザードマップ 土砂災害特別警戒区域
(急傾斜地・土石流)
地すべり警戒区域
- ・主な諸室 調理室・休憩室



米川小学校技術家庭科室 (旧都農高等学校米川分校)

- ・所在地 下松市大字下谷 441 番地 2
- ・建築年 昭和 29 年(1954 年)
- ・築年数 築 68 年
- ・延床面積 110.0 m²
- ・構造 木造平屋建て
- ・耐震化の状況 旧耐震
- ・ハザードマップ 土砂災害警戒区域(土石流)
地すべり警戒区域
- ・主な諸室 家庭科室・図工室



1. 基本計画の策定にあたって
 1. 2 米川地域の現状と課題
 1. 2. 5 公共施設

現 状

米川老人集会所

- ・所在地 下松市大字下谷 567 番地 4
- ・建築年月日 昭和 58 年(1983 年)3 月
- ・築年数 築 40 年
- ・延床面積 94.7 m²
- ・構造 木造平屋建て
- ・耐震化の状況 新耐震(2000 年基準未)
- ・ハザードマップ 土砂災害警戒区域(土石流)
- ・主な諸室 集会室・湯沸室
- ・備考 今後の利用方針の検討が必要



米川北老人集会所

- ・所在地 下松市大字下谷 320 番地
- ・建築年月日 昭和 58 年(1983 年)3 月
- ・築年数 築 40 年
- ・延床面積 94.7 m²
- ・構造 木造平屋建て
- ・耐震化の状況 新耐震(2000 年基準未)
- ・ハザードマップ 土砂災害警戒区域
(急傾斜地・敷地進入口)
- ・主な諸室 集会室・湯沸室



大藤谷老人集会所

- ・所在地 下松市大字大藤谷 459 番地 1
- ・築年数 築 40 年
- ・延床面積 69.6 m²
- ・構造 木造平屋建て
- ・耐震化の状況 旧耐震
- ・ハザードマップ 土砂災害特別警戒区域
(急傾斜地)
- ・主な諸室 集会室・湯沸室



1. 基本計画の策定にあたって

1.3 米川公民館の方針

課 題

今後、米川公民館に替わり、「米川地域づくり拠点施設」を設置、運営していく上で、米川地域の公共施設の機能を整理、集約していく必要があります。また、未利用の公共施設の活用や、廃止なども検討していく必要があります。

整備基本計画では、「米川公民館」及び「下谷消防機庫」を「米川地域づくり拠点施設」に関する整備対象施設として検討を進めていきます。

米川公民館

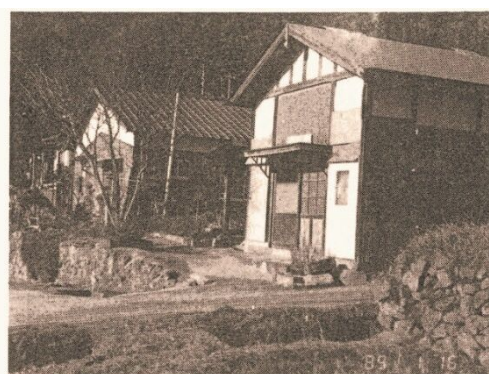
米川公民館は、昭和38年4月に、下松市公民館条例によって設置されましたが、当初は建物はなく米川村役場(のちの下松市米川出張所)に併設されていました。(現在の米川郵便局を西に向かった付近)

昭和30年に米川小学校が建設され、小学校の移転(現在の米川小学校(旧米川中学校跡地))に伴い、下松市米川出張所は、現在の位置に移転することになりました。

以降、米川出張所・米川公民館は地域住民の生涯学習や、地域コミュニティ活動の中心として運営を行ってきました。



旧米川小学校(現在の米川公民館)の落成式



米川村役場(奥) 手前は村議会議堂会棟

現在の米川出張所・米川公民館は、下記のような物理的、機能的、社会的機能が不足している問題を抱えています。

- ・施設の耐震性の不足や老朽化(雨漏れ、床のたわみ、外壁の劣化、建具の劣化他)
- ・バリアフリー未対応(事務室への階段、エレベーターが無い、多目的トイレが無い他)
- ・トイレ、調理室の衛生面での対応不足 など

このような状態を考慮し、下松市公民館施設整備計画(平成30年2月)では、米川公民館は「建替え」として計画をされました。

米川公民館の建替では、誰でも利用しやすく、バリアフリーに対応し、利便性を向上させた施設整備を計画し、災害時の避難所としての機能を備えた、地域防災拠点として施設整備を行うこととされています。

1. 基本計画の策定にあたって

1.3 米川公民館の方針

課 題

下谷消防機庫(米川公民館倉庫)

下谷消防機庫は、米川公民館の倉庫機能を兼ね備えた建築物となっています。建築物の内部は消防車の格納や水害時の復旧作業用具を収納しており、災害時にはそれらが被災しないように、建築物としての機能を維持する必要があります。米川公民館の倉庫部分では、地域のイベント用具を収納しています。

しかし、下谷消防機庫は、耐震性の問題で、地震時の建築物の損傷等が懸念されます。また、倉庫部分は建具等が無く、柱などが雨にさらされ腐食したり、外壁材の発錆などの劣化があります。

米川公民館の建替に併せて、下谷消防機庫も建替えを検討する必要があります。

下谷消防機庫の建替は、消防車の格納、防災備品置場の確保、倉庫を計画し、イベント用具の整理、収納、搬出がしやすくなるよう、施設を計画する必要があります。

(米川公民館・下谷消防機庫(米川公民館倉庫)の現状)



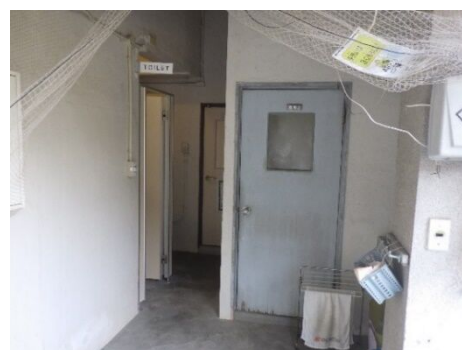
バリアフリー未対応の入口



屋上防水の劣化



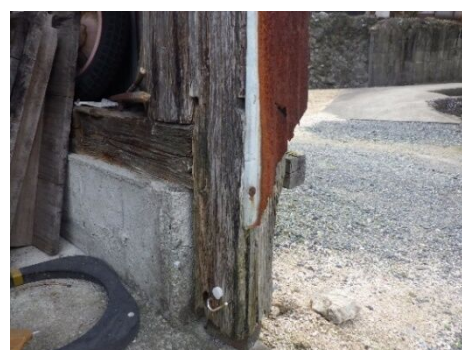
軒裏モルタルの剥落



屋外のトイレ



内壁の劣化



柱脚の劣化

1. 基本計画の策定にあたって

1. 4 上位計画及び関連計画

1) 下松市総合計画（令和3年3月策定）

市政における様々な分野の施策の総合的指針となる計画で、目指す都市像を掲げ、それに向けて行うべき効果的な施策を体系化して示すもので、市政の最上位の計画になります。

「社会教育の充実」では、生涯学習環境の充実を掲げ、市民の生涯学習意欲やニーズに応える場や機会を充実させるため、公民館施設の維持管理・更新や、市民参加も含めた運営改善及び利用利便の充実を図ることを掲げており、米川公民館については、「下松市公民館施設整備計画」に基づき建替を進めることとし、施設の安全性や利便性を確保するように計画しています。

「協働体制の確立」では、コミュニティ拠点施設の活用促進を掲げ、地域による公民館の運営の活性化の支援や、指定管理による公民館のコミュニティセンター化の検討を計画しています。また、地区活動拠点施設の整備を掲げ、地域のまちづくり活動の拠点機能の充実を図ります。

「にぎわい創出と魅力発信」では、米泉湖周辺の観光拠点機能整備を掲げ、下松市観光協会や地元住民の活動等を通じ、広域的な憩いの場としての機能の向上を促進すること、としています。米川地域づくり拠点施設は、この広域的な憩いの場としての機能の一端を担うことを目標とします。

「効率的な行財政運営」では、公共施設の総合的マネジメント体制を強化し、整備や運営管理の最大限の効率化を目指すことを掲げ、新耐震基準を満たしていない施設について、市民が安全で安心して使えるように、建替に合わせた耐震化を進める必要がある、としています。さらには、公共施設のバリアフリー化を積極的に進め、ニーズに合わせた整備に努め、福祉的環境基盤を充実させる必要がある、としています。

上記における関連計画として「下松市公民館施設整備計画」（平成30年2月）と「下松市公共施設等総合管理計画」（令和4年3月）が挙げられます。

2) 下松市都市計画マスタープラン（令和3年3月策定）

下松市都市計画マスタープランは、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、個別具体の都市計画の指針として地域別の将来のあるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにすることを目的に策定されています。

この中で、米川地域の公共施設の改善として、米川公民館の建替(コミュニティ拠点施設、災害時の避難所施設の整備)、公共施設のバリアフリー化等が示されています。

1. 基本計画の策定にあたって
1. 4 上位計画及び関連計画

3) 下松市中山間地域づくり指針 (平成 19 年 10 月作成、平成 27 年 4 月改定)

下松市中山間地域づくり指針は、中山間地域におけるコミュニティの充実や安全安心な暮らしの維持、都市部などの他地域との連携等により、効果的に中山間地域の振興を図るための基本的な方向性を示すこと、を目的として指針が策定されています。

この中で米川公民館は、地域コミュニティの活動拠点となっていますが、昭和 30 年に建築された旧米川小学校を利用しており、老朽化が著しく、耐震性にも問題があります。また、階段を利用しなければ施設に入れられないなど、構造上の問題で高齢者等の利用が困難な施設でもあります。

今後、高齢化が進展する中で、高齢者も利用しやすい、生涯学習、交流、福祉などの機能を集約した地域活動拠点施設の整備が望まれる、とされています。

4) 下松市米川地域元気生活圏づくり推進方針 (令和 4 年 1 月改定)

下松市米川地域元気生活圏づくり推進方針では、基本的方針として機能・サービスの拠点化を掲げ、集会、福祉や地場産品の直売施設等の必要な内容を検討し、それらの機能を複合的に兼ね備えた拠点施設の整備を目指す、とされています。

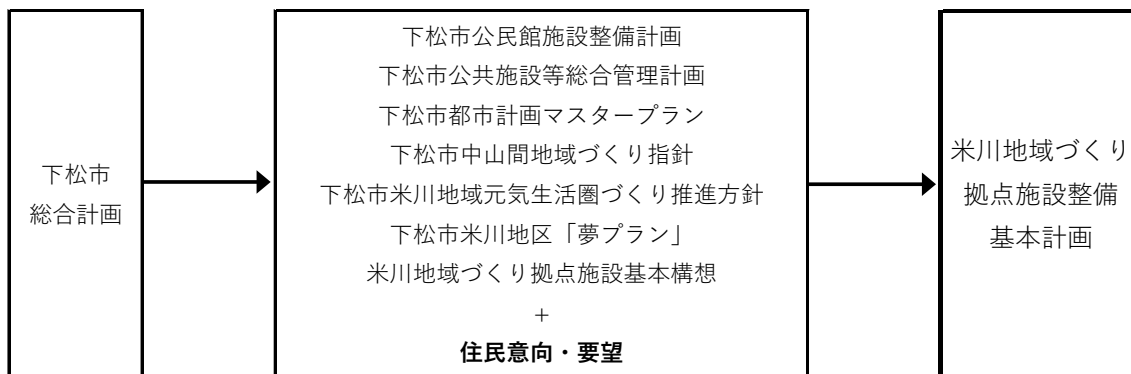
5) 下松市米川地区「夢プラン」 (平成 23 年作成、平成 30 年 4 月改定)

下松市米川地区「夢プラン」では、コミュニティ機能の充実を目的とし、実施項目として、地域活動拠点施設の整備を掲げ、福祉機能や地場産品の直売施設等、拠点施設に必要な機能等について、関係者の意見を収集・調整する、とされています。

6) 米川地域づくり拠点施設基本構想 (令和 5 年 1 月)

米川地域づくり拠点施設基本構想では、米川地区「夢プラン」を実現する持続可能な地域づくりの活動拠点を目指す、とされています。

※整備基本計画は、上記に掲げる各種計画への内容を集約するとともに、地域住民の意向を最大限に配慮した計画の策定を行います。



1. 基本計画の策定にあたって

1. 5 住民意向・要望について

現 状

令和3年5月に、米川公民館の建替に関するアンケートを実施しました。このアンケートでは、米川地区在住の方々から、公民館の建替に関する改善点や必要な機能など、様々な観点からご意見をいただきました。

下記にアンケート内容の一部を整理して示します。

(下記内容が全て整備できるわけではありません)

子育て支援	・子どもが遊べる遊具、子どもが遊べる部屋
	・子育て世代が平日昼間に使える施設
	・未就学児が遊べる支援センター機能
	・ベビーブース(授乳室、オムツ替え台等)の整備
地域の充実 生活の充実	・生活用品の販売、食品の販売
	・軽食が食べられる食堂、カフェ
	・米川産品の販売ブース
	・米川地域内に店舗が欲しい
	・銀行機能がほしい(ATM 設置希望の意見も含む)
施設機能の充実	・バリアフリーに対応した施設
	・駐車場の整備、スロープ設置、出入口まで雨除け、出入口を広く
	・調理室を広く(配食サービス作業、釜洗い場、大きい鍋・釜用コンロ、外部洗い場)
	・イベント備品が出し入れしやすい倉庫
	・インターネット環境の整備(Wi-fi)
防災機能の充実	・シャワー、風呂をつける
	・自家発電機能の設置、太陽光発電設備
	・会議室を広く(避難時のスペース確保)
	・手動式の井戸(災害用)、太陽熱温水設備
自由に施設利用ができる環境の整備	・誰でも読める図書の配架、ミニ図書館、電子図書の整備、読書スペース
	・ロビーに自由に見ることができる TV の設置
	・ロビーの環境整備(高齢者・子どもが快適に過ごせるように)
	・立ち寄り休憩所
	・オープンカフェテラスのような場所
	・自由に使える PC・タブレット端末の設置
	・有料のコピー機の設置(PC に接続できるプリンター)
	・将棋や囲碁等ができるスペース
・屋外用トイレの設置	

1. 基本計画の策定にあたって

1. 5 住民意向・要望について

現 状

その他	・「山口県サイクルエイド」への登録
	・屋外に花壇の設置、季節を感じられる花木
	・米川の自然を生かした観光目的の施設ができないか(山のレストランやキャンプ場)
	・高齢者が頑張っても公民館に来るような機会ができるとうい(健康測定器の設置、ゴミステーションでの回収、法律相談など)
	・現時点で米川に住む 30~60 歳の方が次代の米川を真剣に考える必要がある
	・コミュニティバス(米泉号)の回数を増やしてほしい
	・新しい遊具、ブランコ、シーソー、鉄棒、ジャングルジム、アスレチックがほしい
	・運動施設として活用が見込まれる米川小学校体育館トイレも充実させてほしい
	・米川小学校体育館トイレを綺麗にしてほしい

課 題

アンケート結果から見えてきた課題を整理します。

- ・子育て支援関係では、子どもが集える施設として機能を充実することが望まれています。
- ・地域の充実・生活の充実では、生活用品や食品の販売など、買い物支援に関する内容の充実が望まれています。
- ・施設機能の充実では、新しい施設の利便性の向上を図り、日々の地域コミュニティ活動で利便性のよい施設整備が求められています。
- ・防災機能の充実では、災害時の防災拠点として、建築物の耐震性を確保することに合わせて、災害発生時の施設としての機能を充実させることが求められています。
- ・自由に施設利用ができる環境の整備では、図書の実用や休憩所としての利用など、誰もが利用しやすく、気軽に立ち寄れる環境の整備が望まれています。

上記に掲載したアンケート結果は一部ですが、いただいたご意見、要望等を総合的に勘案し、可能な限り「米川地域づくり拠点施設」に取り入れられるよう、整備基本計画の策定を進めていく必要があります。

2. 整備方針

2. 1 基本コンセプト

米川地域づくり拠点施設整備では、米川地域の現状や課題、上位計画や関連計画、住民の方々の意向や要望を踏まえ、下記のようにコンセプトを定めます。

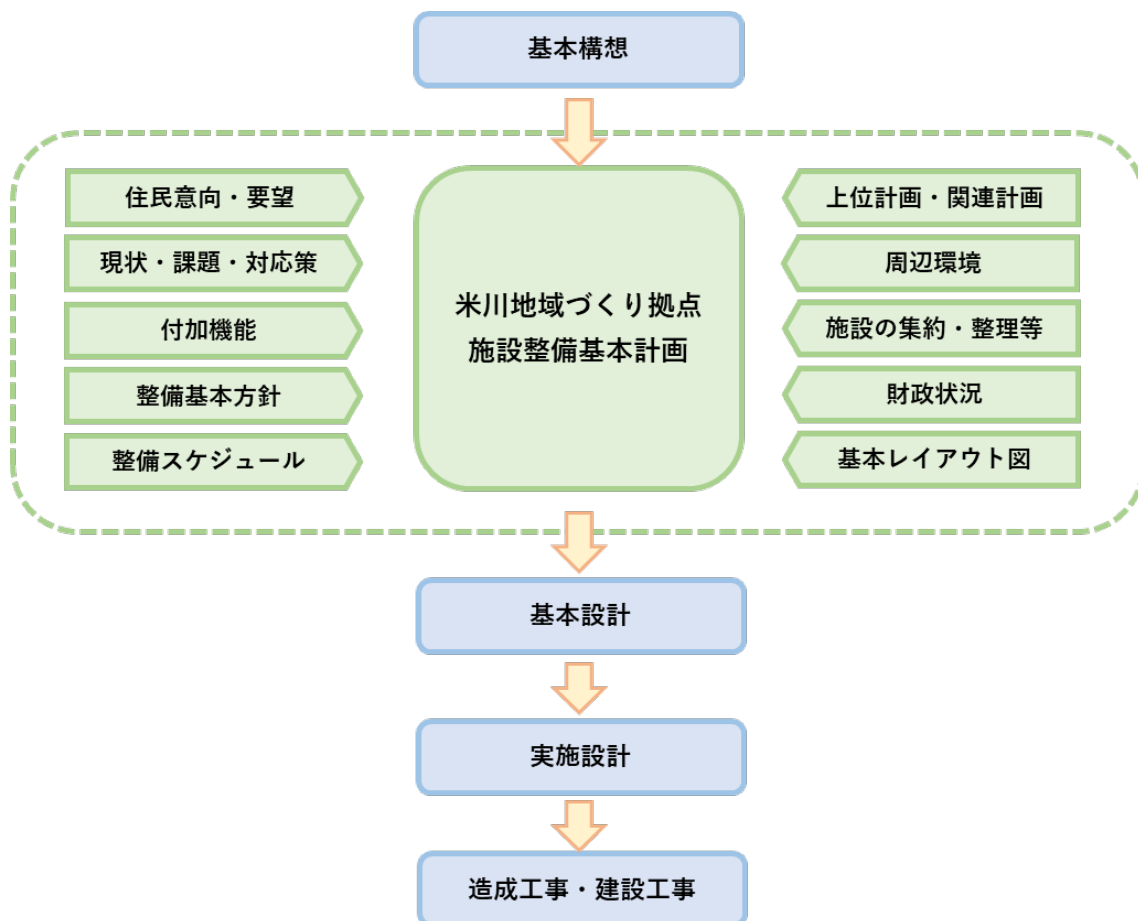
米川地区「夢プラン」を実現する持続可能な地域づくりの活動拠点

米川地区「夢プラン」とは、本計画の上位計画であり、平成23年に「米川地域づくり連絡協議会」により作成された、中山間地域で生活する方々による手づくりの「地域の将来計画」のことです。夢プランでは、地域の夢、地域の課題や解決方策、将来目標、役割分担を定めています。

また、平成19年に作成し、平成27年に改定した下松市中山間地域づくり指針の中でも、「夢プラン」の実現に向けて、多機能集約型の地域活動拠点施設の整備を検討するとしています。

地域住民の方々が中心となって作成されたこの「夢プラン」を実現するための、地域活動拠点の整備を基本コンセプトとし、本計画の策定を行います。

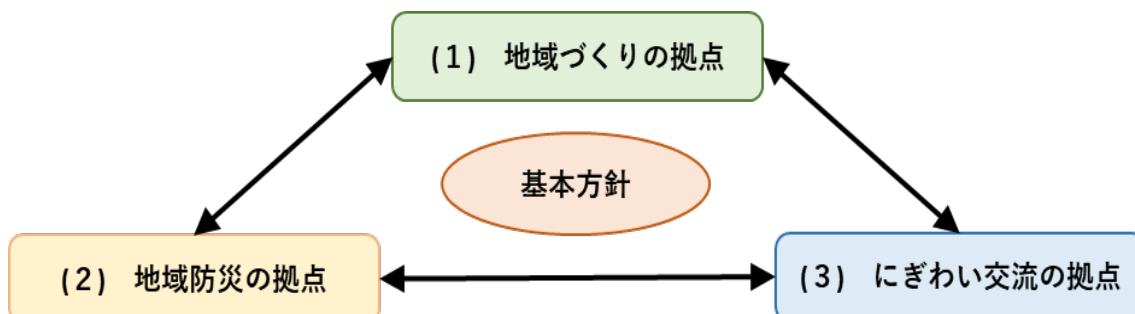
(事業計画策定の流れ)



2. 整備方針

2. 2 施設整備の基本方針

2. 1で掲げた基本コンセプトや住民アンケートをもとに、施設整備の基本方針を次の3つにまとめました。



(1) 地域づくりの拠点

中山間地域の「米川らしさ」を生かした地域づくり、暮らしや生涯学習の活動拠点となる施設を目指します。

- ・建物は、可能な限り木材を使用し、地域の景観に調和した施設とし、屋外のスペースなどからは、米川地域の豊かな自然が感じ取れる空間の配置を計画します。
- ・ATM機能を有した郵便局の設置に向けて検討しています。
- ・移動販売車の販売スペースや、地場産品の販売スペースの確保、さらには日用品、食料品の販売の可能性を探り、日常の暮らしが充実できるような施設を計画します。
- ・診療体制のさらなる充実として、リモート診療の導入など医療支援体制を計画します。
- ・米川地域の人口減少、過疎化等が進行していく中での住民サービスの維持・向上と行財政改革の一環から、出張所機能等の行政サービス委託の可能性を検討し、効率化した新たな住民サービスへの活用を計画します。

(2) 地域防災の拠点

地域の防災拠点として、災害に強く、地域の総合防災力の充実と強化につながる施設を目指します。

- ・耐震性に優れた建築物を計画し、非常時でも施設機能を維持し、避難所として運営できるよう防災倉庫を確保します。併せて消防機庫も施設内に整備し、消防団の活動拠点及び地域防災の新たな拠点となる施設整備を計画します。

2. 整備方針

2. 2 施設整備の基本方針

(3)にぎわい交流の拠点

子どもからお年寄りまで、地域内外の多様な世代が集い、人の輪が広がる施設を目指します。

- ・ユニバーサルデザインやバリアフリーに対応し、福祉的機能も充実した建築物として、誰でも利用しやすい施設を計画します。
- ・多目的の空間を室内外に配置し、世代間を超えた交流ができる場を計画します。
- ・子育て支援の機能を充実させるため、授乳室やキッズスペースなどを計画します。
- ・図書コーナーを配置し、気軽に知識や情報を得られるような、生涯学習の場を計画します。
- ・米川地域にある観光資源を活用するために、情報発信機能や、立ち寄り・休憩などの施設機能を充実させ、地域内外の方々が利用できるような施設として計画します。

3. 拠点施設の整備位置について

3. 1 整備候補地の選定

米川地域づくり拠点施設整備では、整備候補地を複数選定し、比較検討を行い整備候補の選定を行います。

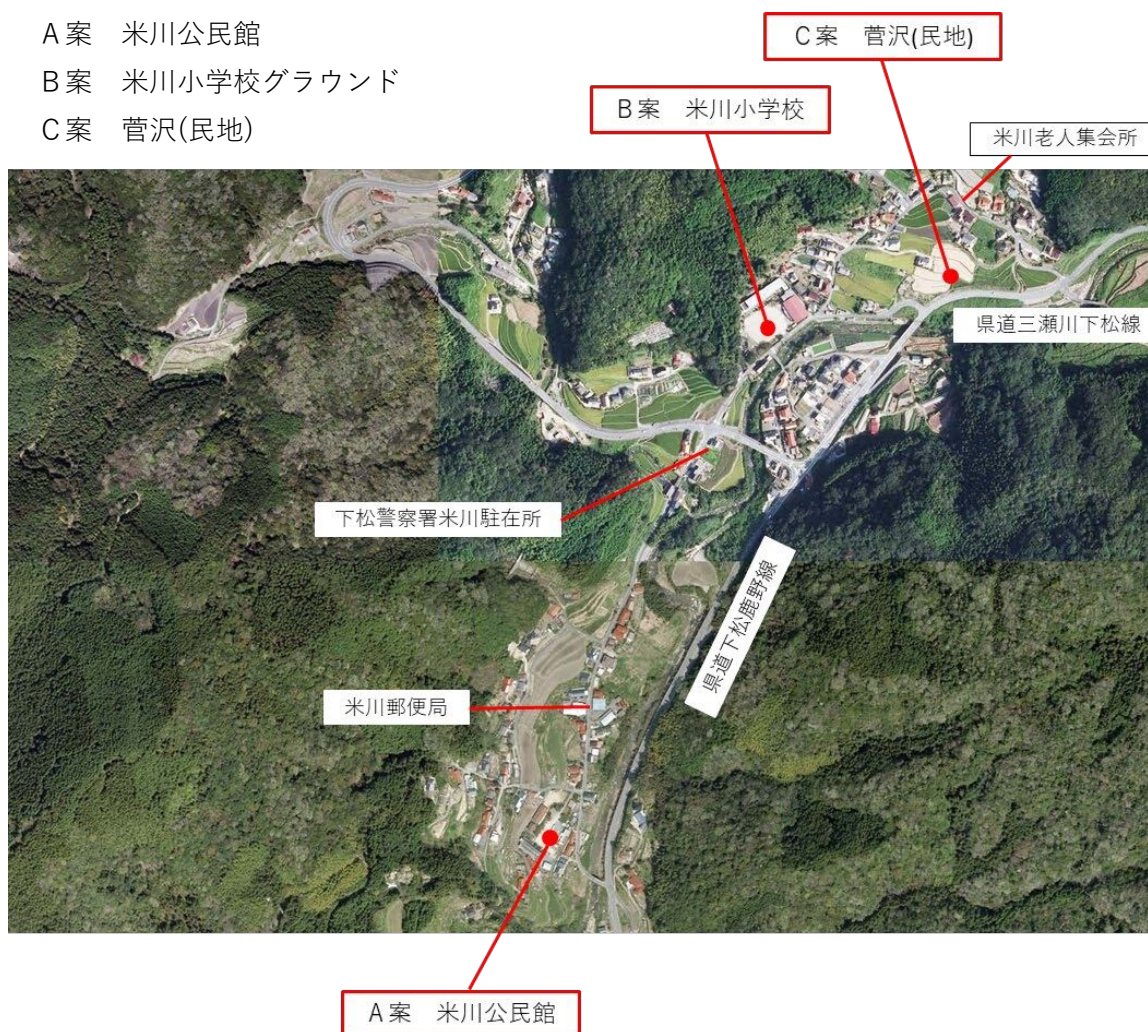
- 1) 防災拠点としての適性
- 2) 地域住民の方々の利便性
- 3) 施設整備に必要な建物規模を確保できる敷地
- 4) 造成工事や上下水道の整備などの経済性
- 5) 法令上の諸条件

上記5点を考慮し、整備候補地を3箇所選定しました。

A案 米川公民館

B案 米川小学校グラウンド

C案 菅沢(民地)



3. 拠点施設の整備位置について

3. 2 整備候補地の比較検討

		A) 米川公民館	
防災面	土砂災害 河川氾濫等	×	土砂災害警戒区域(土石流) 地すべり警戒区域 家屋倒壊等氾濫想定区域(駐車場)
	緊急車両	△	大型の車両は進入しづらい
利便性	アクセス	△	市道からの進入路が狭い
	駐車場	△	イベント時には駐車場の制約がある
	高低差	△	敷地内に高低差がある
敷地規模	敷地規模	△	既存施設があるため用地面積が狭い
	地形	△	建物配置・外構計画の検討
経済性	造成等費用	△	高低差の利用方法の検討
	インフラ整備	○	問題なし
法令条件	集団規定	○	問題なし
	関連法令	△	隣地擁壁と計画建物の取合い検討
総合判定		△	

3. 拠点施設の整備位置について

3. 2 整備候補地の比較検討

		B) 米川小学校	
防災面	土砂災害 河川氾濫等	×	土砂災害特別警戒区域(急傾斜地・土石流) 地すべり警戒区域 浸水想定区域(3.0m~5.0m) 家屋倒壊等氾濫想定区域(グラウンド)
	緊急車両	△	大型の車両は進入しづらい
利便性	アクセス	△	市道からの進入路が狭い
	駐車場	◎	敷地内に駐車場が確保できる
	高低差	○	グラウンドは平坦で利用しやすい
敷地規模	敷地規模	◎	問題なし
	地形	◎	グラウンドは十分な面積が確保できる
経済性	造成等費用	△	地盤の嵩上げが必要
	インフラ整備	○	問題なし
法令条件	集団規定	○	問題なし
	関連法令	△	土砂災害特別警戒区域に配慮が必要
総合判定		×	

3. 拠点施設の整備位置について

3. 2 整備候補地の比較検討

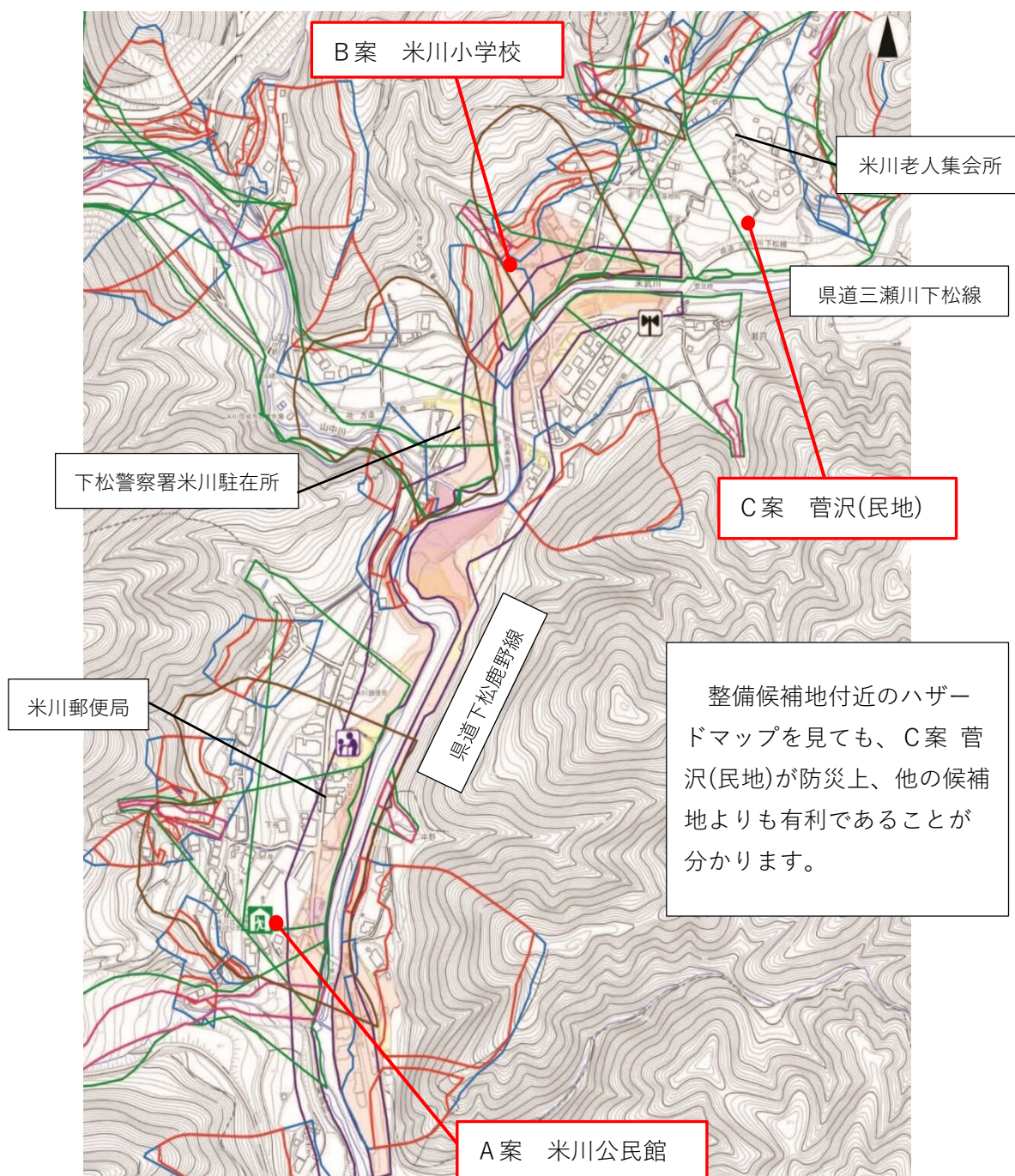
		C) 菅沢(民地)	
防災面	土砂災害 河川氾濫等	△	土砂災害警戒区域(土石流) 大雨時の水路の氾濫(過去事例)
	緊急車両	○	大型の車両は進入しやすい
利便性	アクセス	○	県道からの進入路が広い
	駐車場	○	敷地内に駐車場が確保できる
	高低差	△	前面道路・敷地内に高低差
敷地規模	敷地規模	○	問題なし
	地形	○	建物配置・外構計画の工夫で対応可能
経済性	造成等費用		スロープ・擁壁設置・地盤嵩上げが必要
	インフラ整備	△	敷地に給水の引込が必要
法令条件	集団規定	○	問題なし
	関連法令	△	県道法枠と計画建物の取合い検討
総合判定		○	

3. 拠点施設の整備位置について

3. 3 整備予定地

整備候補地の比較検討を行った結果、C案の菅沢(民地)を整備予定地として決定しました。敷地の規模や利便性などは、B案の米川小学校が最も優れていますが、防災面では敷地の一部が土砂災害特別警戒区域にあり、グラウンドは家屋倒壊等氾濫想定区域となるため、災害時の防災拠点としての機能を果たす可能性が低くなります。

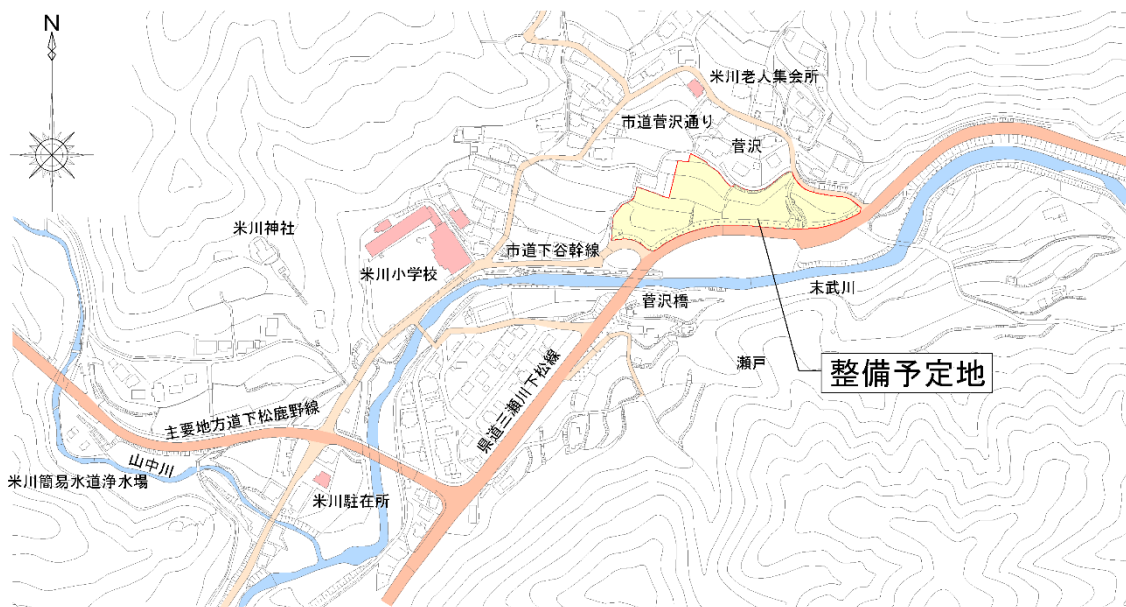
C案の菅沢(民地)では、家屋倒壊等氾濫想定区域の設定がされていませんが県道からの高低差もあり、氾濫した場合であっても、拠点施設が被害を受ける可能性は低いと考えます。また、敷地の造成等で費用は発生しますが、県道からのアクセスもよく利便性もあり、地域内外の交流もしやすい場所であると考えます。



4. 建築計画

4. 1 施設の整備内容及び規模

4. 1. 1 整備予定地の概要



整備予定地の概要

・所在地	下松市大字下谷 466 他 6 筆
・敷地面積	6,619 m ²
・建蔽率	60%
・容積率	200%
・地域地区	都市計画区域外
・土砂災害防止法	土砂災害警戒区域(土石流)
・砂防指定地	区域外
・地すべり防止区域	区域外
・急傾斜地崩壊危険区域	区域外
・地目	田
・接道	県道三瀬川下松線、市道下谷幹線、市道菅沢通り
・下松市景観条例	対象
・下松市遺跡区域	区域外
・農業振興地域	農業振興地域内
・自然公園法	区域外
・河川保全区域	区域外
・法定外公共物	道路、水路
・家屋倒壊等氾濫想定区域	区域外

4. 建築計画

4. 1 施設の整備内容及び規模

4. 1. 2 整備予定地の利用計画

整備予定地を有効利用するために、整備方針を下記にまとめます。

1) 進入路

市道下谷幹線から進入路を新設し、計画予定地へ進入する計画とします。市道菅沢通りからも進入口を設け、2方向からの出入り口を計画し、アクセスするための利便性の向上を図ります。

2) 敷地形状

敷地形状を最大限に有効利用するため、高低差がある位置に擁壁を設置し、併せて嵩上げを行い、平坦な用地を確保します。

3) 高低差

市道下谷幹線から現在の整備予定地の高さまで、登坂用のスロープを設けて進入する計画とします。県道三瀬川下松線側の高低差は、利用者の安全に配慮し、転落防止のフェンス等を設置します。

4) 建物配置

県道三瀬川下松線の法枠擁壁付近の配置を避け、県道通行車両に圧迫感を与えないような建物配置とします。また、西側や北側の既存住宅の眺望にも配慮した建物配置と、建物高さの設定を行います。

5) 周辺整備

計画予定地周辺の水路を改修し、水害時の施設や周辺への影響を最小限に抑えるよう計画します。

4. 建築計画

4. 1 施設の整備内容及び規模

4. 1. 3 施設の必要諸室及び規模(平面計画)

米川地域づくり拠点施設で必要な機能を、現在の米川公民館の地域コミュニティ活動や、住民意向・要望と施設整備の基本方針を基に、「多機能複合型施設」として計画します。

1) 基本方針に基づく諸室の分類

(1) 地域づくり の拠点	総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館管理、出張所機能、災害対応の拠点 ・移住定住などの情報窓口、ダムカード配布 ・ATM 機能を有した郵便局の設置を検討 	100 m ² 程
	調理室	<ul style="list-style-type: none"> ・配食サービスやお祭りなどのイベント ・そば打ち体験、料理教室(アマゴ料理など) ・災害時の炊き出し など 	50~60 m ² 程
	大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・軽スポーツ(卓球・体操など)、各種イベント ・各種会議 など ・災害時の避難スペース 	120 m ² 程
	和室	<ul style="list-style-type: none"> ・各種会議、休憩等での利用 ・災害時の避難スペース 	30 m ² 程
	診療室	<ul style="list-style-type: none"> ・出張診療の機能を有する 	10 m ² 程
	多目的 スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・物品、地域産品販売スペース 	50~60 m ² 程
(2) 地域防災 の拠点	消防機庫 外部倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・消防車の格納、災害復旧器具等の収納 土のう置場など 	70 m ² 程
	防災倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・防災備品の収納 	10 m ² 程
	シャワー室	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の利用・平時の利用も可能 	5 m ² 程
(3) にぎわい 交流の拠点	交流 ラウンジ (ロビー)	<ul style="list-style-type: none"> ・キッズスペース、図書コーナー、立ち寄り 休憩スペース ・観光案内・地域情報発信など 	90~100 m ² 程
	授乳室	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗い機能付き 	2.5 m ² 程
	屋外多目的 スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外のイベント広場 ・災害時の避難スペース・防災ベンチ ・防災東屋など 	700 m ² 程
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ・倉庫・書庫・駐車場(身障者用共) ・駐輪場・移動販売車停留所など 	必要面積を 確保	

4. 建築計画

4. 1 施設の整備内容及び規模

4. 1. 3 施設の必要諸室及び規模(平面計画)

2) 面積比較

・基本方針に基づく諸室の分類より、新しい拠点施設では「管理棟」、「交流棟」「消防機庫棟」を計画します。

計画建物	計画面積
管理棟	約 350 m ²
交流棟	約 240 m ²
消防機庫棟	約 70 m ²
合計	約 660 m ²
既存の米川公民館・消防機庫面積	815.5 m ²

新しい拠点施設は、既存の米川公民館・消防機庫の面積より、約 20%縮減する計画です。これにより、新たな拠点施設に掛かる維持管理費の縮減を計画し、財政負担の軽減を目指します。

3) 備考

- ・諸室の名称は仮称とします。
- ・必要諸室や面積規模、必要機能は今後の建築設計時に詳細な検討を実施します。
(米川地域住民の方々と設計段階での打合せを行い、必要に応じて追加・変更をします。)
- ・事務室、調理室、大会議室、和室、屋外広場は地域防災の拠点を兼ねます。
- ・駐車場は可能な限り駐車台数を確保する計画とします。

4. 建築計画

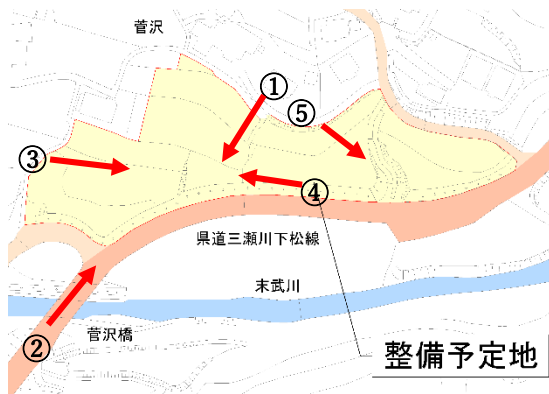
4. 1 施設の整備内容及び規模

4. 1. 4 施設の必要諸室及び規模(立面計画)

外観は、米川地域の中山間の風景に調和し、周囲の景観を阻害しない計画とします。

そのため建物は平屋建てとし、建物の高さを低く抑えるために、屋根勾配は可能な限り緩勾配として計画します。建物の高さを低く抑えることで、将来的な外壁の維持管理面積を縮減し、維持管理費の低減を目指します。

整備予定地の現況写真



写真位置図



写真③



写真①



写真④



写真②



写真⑤

4. 建築計画

4. 2 施設の必要性能・設備

1) 耐震性

米川地域づくり拠点施設は、災害対策基本法第2条第10号に規定する地域防災計画における避難所として位置付けられるため、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(令和3年版・国土交通省大臣官房官庁営繕部)に基づき、構造体Ⅱ類、建築非構造部材A類、建築設備乙類として施設整備します。

構造体Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
建築非構造部材A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行う上で、又は危険物の管理の上で支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
建築設備乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

※ 非構造部材：屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分

※ 大地震動：当該敷地において想定される最大級の地震動

2) 構造計画

2)-1 構造形式

構造形式は、「下松市建築物等における木材の利用促進に関する基本方針(令和5年策定)」を踏まえ、木造を基本とします。建築計画のなかで、施設の形態、形状や建物の耐久性、経済性、利便性に併せて、施設の仕様によっては、鉄骨造も含め、建設費用や維持管理費を比較し、基本設計時に決定します。

2)-2 階高

階高は、4. 1. 4でも述べたとおり、平屋建てとして計画します。

2)-3 基礎形式

建築物の基礎は、整備予定地の地盤調査を行い、地盤の性質に応じた形式とし、構造的な安全と経済性を確保できる形式として、実施設計(詳細設計)時に決定します。

2)-4 積雪対策

米川地域は下松市の北部に位置し、冬季は積雪もあるため、積雪荷重も考慮した構造計画とします。

4. 建築計画

4. 2 施設の必要性能・設備

3) バリアフリー及びユニバーサルデザイン

施設整備では、バリアフリー(施設利用で障壁となるものを除去する)及び、ユニバーサルデザイン(全ての人にとって安全快適なものにする)に配慮し、福祉的機能の充実した施設を計画します。

※バリアフリー及びユニバーサルデザインの具体例

・身障者用駐車スペース、ゆとりある駐車場	・出入口引戸の採用(設置位置による)
・授乳室、ベビーベッド、おむつ替え台他	・敷地と建築物へスロープ設置
・オストメイト対応多機能トイレ	・ユニバーサルシートの設置
・視認性のよいピクトグラム	・点字鋏・誘導線、通路・トイレ等手摺



身障者用駐車スペース(ほしらんどくだまつ)



玄関のスロープ(笠戸公民館)



オストメイト対応多機能トイレ(笠戸公民館)



ユニバーサルシート(ほしらんどくだまつ)



ピクトグラム(国民宿舎大城)



点字鋏・誘導線(国民宿舎大城)

4. 建築計画

4. 2 施設の必要性能・設備

4) 長寿命化

建築物は、建築後も持続可能で、長期間使用できるようにするために、長寿命化を考慮し設計を行います。また、建築物各部位の耐久性を高め、各部位の劣化に伴う修繕・改修等の回数を少なくし、将来における維持管理費や財政負担の低減を計画します。

※長寿命化設計の具体例

・高耐久性の材料を使用します。
・取替えが可能な汎用性の高い材料を使用します。
・改修、補修がしやすい汎用性のある工法の選定を行います。
・建築物の維持管理がしやすい配置計画、平面計画、立面計画、仕様とします。

5) 環境負荷の低減・省エネルギー

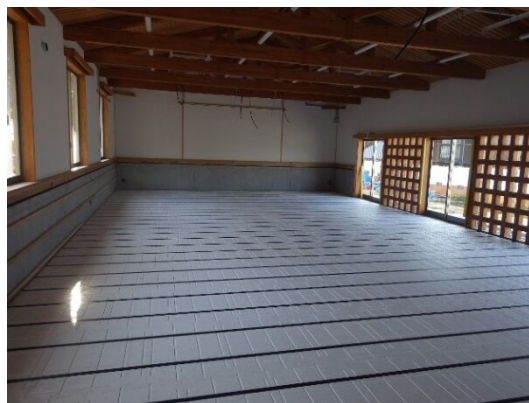
建築物は、計画、設計、建設、運用、廃棄に至るまで多くの資源エネルギーが必要となり、常時環境に負荷を与えています。これからも、米川地域の豊かな自然を保持していくために、計画する施設は環境負荷の低減・省エネルギーに配慮した建築物とします。

※環境負荷の低減の具体例

・内装の木質化を計画し、木材利用による二酸化炭素排出量の削減に努めます。 (木は空気中の二酸化炭素を吸収し酸素を排出します。木に取り込んだ炭素は燃やさない限り木の中に蓄えられ続けます。木材を利用するために、植林・育林・伐採そして植林というサイクルを回すことで二酸化炭素の吸収や蓄えをし、二酸化炭素の排出量の削減を行います。)
・自然採光、自然通気、換気を取り入れ、設備機器負荷の低減を計画します。
・再生可能エネルギーの利用では、空調設備にヒートポンプ設備を採用し、空気熱エネルギーを利用することで、化石燃料エネルギーの利用低減を計画します。
・太陽光発電設備の導入を検討し、環境負荷の低減を計画します。
・建築物の断熱性を高め、冷暖房設備負荷の低減を計画します。



ヒートポンプ式空調設備(笠戸公民館)



床下断熱材の敷設(笠戸公民館)

4. 建築計画

4. 2 施設の必要性能・設備

6) 防災設備

建築物は、2. 2(3)でも述べたように災害に強い、地域防災の充実、強化につながる施設とするための設備を計画します。

※防災設備の具体例

・建物施設利用者が避難する際に、避難しやすいシンプルな動線の平面計画とします。
・防災用の備蓄倉庫を設置し、防災ベッド、毛布、災害用トイレ、非常食、飲料水の備蓄を行います。
・地域の水害対策として水防倉庫及び土のう置場を計画します。
・災害時の復旧活動用として、屋外スペースに防災東屋を検討します。
・水害に対応した施設とするため、整備予定地周囲の水路の改修を計画します。



防災備蓄倉庫(笠戸公民館)



防災東屋(下松公園)

7) 情報通信設備

施設運営や施設利用で、情報通信設備を充実させ、地域内外の施設利用者の利便性の向上を図ります。

※情報通信設備の具体例

・デジタルサイネージ(表示・通信などにデジタル技術を活用した情報・広告など)
・電子図書館(タブレット端末の導入など)
・フリーWi-Fiの導入
・観光案内、移住定住情報案内
・施設予約システムの導入
・機械警備の導入、施設の防犯対策の強化

上記1)から7)以外に付加する必要がある機能は、地域住民の方々の意向、要望等も考慮し、設計時に検討します。

5. 事業計画

5. 1 概算事業費・維持管理費等

1) 概算事業費

施設整備に関する費用は、直近の施工実績などを考慮し算出しました。今後のさらなる資材価格の高騰や、設計時の仕様・施工条件等により変動する可能性があります。

項目	内容	概算金額	備考
設計費	造成設計	22,000	水路改修設計含む
	建築設計	28,500	地盤調査費含む
	工事監理費	18,000	造成工事、建築工事
工事費	造成工事費	210,000	スロープ・擁壁・敷地嵩上げなど
	建築工事費	293,500	給水引込、電柱移設等含む
	周辺外構整備費	28,000	防火水槽・駐車場整備など
合計		600,000	

※用地取得に係る費用、公民館の引越し、備品購入費などは含みません。

今後地域住民の方々との打合せや意向・要望、詳細設計等を行う段階で精査を行い、建設費用の低減に努め、財政負担を可能な限り抑えるよう計画します。

2) 維持管理費

建築物は、経年や使用頻度による部材・材料の劣化があります。定期的な点検で早期に劣化の発見をし、維持管理のための補修や改修を、予防保全の観点から適切な時期に実施し、財政負担・維持管理費の低減を計画します。

※建物維持管理費の発生例

・屋根、外壁の塗替、葺替、張替	・内装材の塗替・張替(床・壁・天井)
・防水材の取替(劣化による)	・防蟻工事(主に木造)
・建具部品の取替(消耗による)	・設備機器更新(空調、照明など)

3) 財源

本施設整備の財源は、緊急防災・減災事業債の活用や、地方再生法に基づく法律補助の国の交付金としてデジタル田園都市国家構想交付金(旧：地方創生交付金)の活用を検討します。

拠点施設	デジタル田園都市国家構想交付金の活用
消防機庫	緊急防災・減災事業債の活用

デジタル田園都市国家構想交付金では、地方創生拠点整備タイプの活用を検討し、地方創生として目指す将来像を適切に設定し、現状の構造的な課題を分析し、課題解決のための整備を図る必要があります。その整備内容は、自立性、官民協働、政策間連携、デジタル社会の形成への寄与などがあります。

5. 事業計画

5. 3 事業手法の検討

拠点施設の整備にあたっては、事業手法を比較検討し、適切な手法を検討する必要があります。

1) 公設公営方式(従来方式)

通常の公共事業の手法で、施設の計画・設計・財源の確保・建設・運営を行政で実施する方式です。運営に関しては、指定管理者制度(地方自治法第244条の2第3項)により、公共施設の管理を代行する方式も検討します。

2) P F I 方式 (Private Finance Initiative)

P F I 法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)に基づいて、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のことです。

P F I の事業手法として、B T O ・ B O T ・ B O O 方式があります。

- ・ B T O (Build Transfer Operate)

P F I 事業者が施設を建設した後、施設の所有権を行政に移管した上で、P F I 事業者がその施設の運営を行う方式です。

- ・ B O T (Build Operate Transfer)

P F I 事業者が施設を建設し、契約期間にわたり管理・運営を行って、資金回収した後、行政にその施設の所有権を移管する方式です。

- ・ B O O (Build Own Operate)

P F I 事業者が施設を建設し、そのまま保有し続け、事業を運営する方式で、B O T と異なり、契約期間終了時点においても施設の譲渡を行わず、P F I 事業者が施設を撤去するか保有し続けます。

3) D B 方式 (Design Build)

設計・施工一括発注方式(デザイン・ビルド方式)。P F I 方式に類似した事業手法の一つで、公共が資金調達を負担し、設計と建設あるいは、運営を民間に委託する方式です。

米川地域づくり拠点施設は、複合施設として様々な機能を有する計画としますが、建設規模などから、民間の技術提案を求めることなく建設することが可能と考えます。また、施設運営に関しても、地域住民の方々が主体の活動拠点として施設を利用することを計画しているため、民間の経営能力を必要とする機能ではないことから、事業手法は公設公営方式(従来方式)として計画することが適切であると考えます。

6. その他

6. 1 今後の課題について

1) 他公共施設・観光地等との連携・統廃合等

米川地域づくり拠点施設の整備後は、米川地域内の公共施設との連携や統廃合を検討し、維持管理を行う施設を減らし、財政負担の軽減を計画する必要があります。現在の米川公民館と下谷消防機庫は廃止とし、解体することとして検討します。その他の公共施設についても併せて連携や、統廃合を検討する必要があります。

また、米川地域の観光地等との連携を行い、米川地域づくり拠点施設を観光の拠点としても利用できるよう計画する必要があります。

公共施設	米川出張所・米川公民館	解体(米川地域づくり拠点施設に移転)
	下谷消防機庫	解体(米川地域づくり拠点施設に移転)
	米川児童館	利用方針等の検討
	米川老人集会所	利用方針等の検討
	米川小学校校舎	米川地域づくり拠点施設との連携(校舎の一部は土砂災害特別警戒区域にあるため、利用方法に制約が有り)
	米川小学校屋内運動場	米川地域づくり拠点施設との連携(イベントやスポーツ施設として)
	米川小学校グラウンド	米川地域づくり拠点施設との連携(イベントやスポーツ施設、駐車場として)
観光 イベント等	滝ノ口河川公園・大將軍山 旧内藤家屋敷跡	駐車場や立ち寄り休憩施設として米川地域づくり拠点施設の活用
	末武川ダム(米泉湖)	ダムカード配布や立ち寄り休憩施設として米川地域づくり拠点施設の活用
	米泉湖マラソン ハイキング・サイクリング	駐車場や立ち寄り休憩施設として米川地域づくり拠点施設の活用・山口県サイクルエイド(サイクリスト応援施設)への登録



サイクルエイド(国民宿舎大城)



末武川ダム・ダムカード

6. その他

6. 1 今後の課題について

2) 住民協議

米川地域づくり拠点施設は、米川地域の住民の方々が主体となって活動する施設となるため、施設の計画、設計段階から、住民の方々との協議の場を設け、意向や要望を可能な限り取り入れた施設整備が求められます。そのためにも、米川公民館運営協議会等で施設整備の協議などを通じて意思疎通を図り、今後の設計に反映していきます。

3) 行財政改革

2. 2 施設整備の基本方針でも述べたように、米川地域の住民サービスの維持・向上と行財政改革の一環から、出張所機能等の行政サービスの委託の可能性を検討し、将来的には施設を管理運営するため指定管理者制度の導入まで検討する必要があります。効率化した経費は新たな住民サービスへの活用を計画します。

4) 整備予定地の用地取得

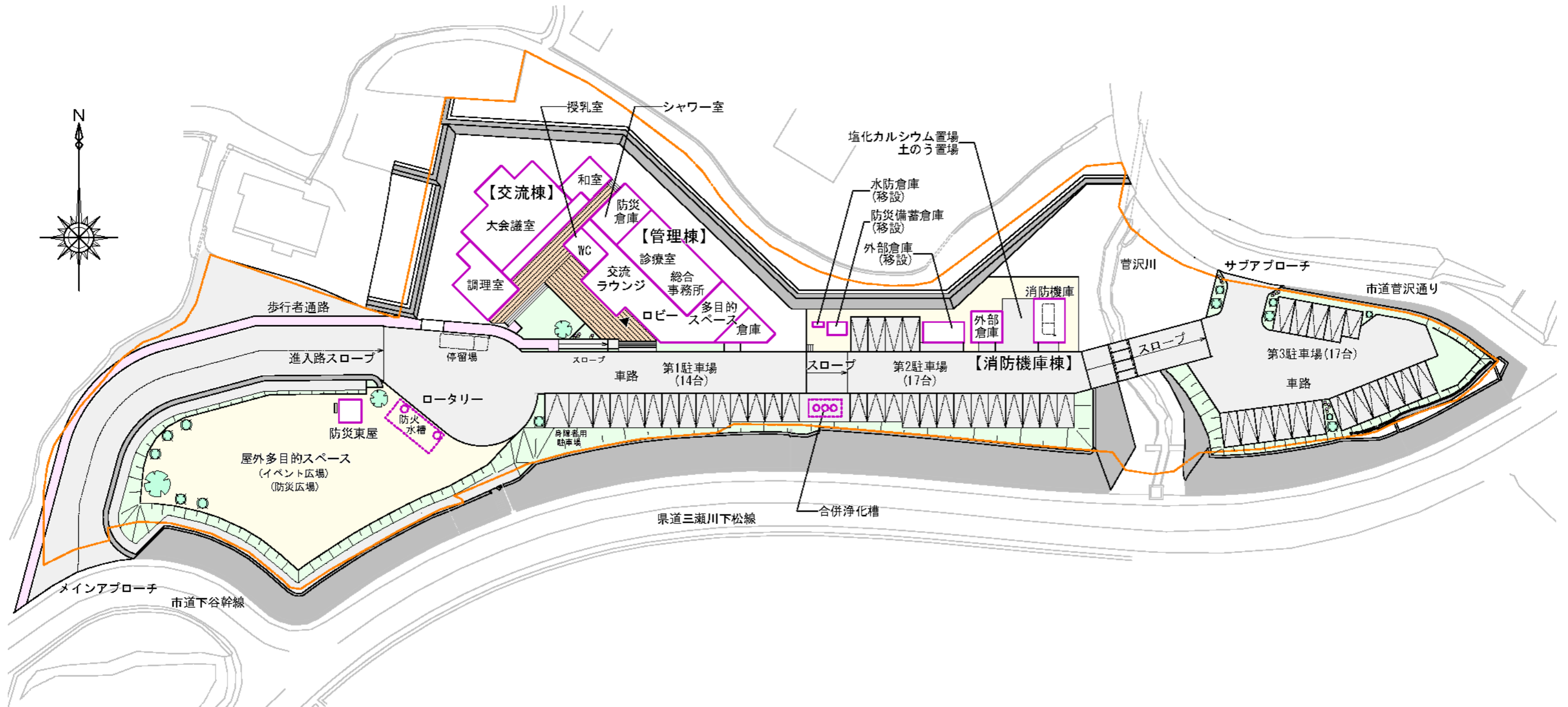
整備予定地の用地取得は、計画地内の土地所有者の方々に、米川地域づくり拠点施設の意義を十分にご理解いただいた上で、用地取得を進めます。

5) 近隣住宅への対応

造成工事等における近隣住宅への影響を十分に考慮し、工事施工方法の検討を行い、安全な作業が行えるよう計画します。また、敷地周辺の水路の改修では、周囲の田畑の作付け時期を考慮した工程を計画し、工事入場を行います。

7. 基本レイアウト図

(縮尺：フリー)



米川地域づくり拠点施設整備基本計画(案)

下松市地域振興部地域政策課 米川地域拠点施設準備室

〒744-8585 下松市大手町 3-3-3

TEL 0833-45-1755

FAX 0833-45-1849

e-mail chiikiseisaku@city.kudamatsu.lg.jp